

しらゆり聖苑施設利用に関する要項

渋川広域斎場 しらゆり聖苑
指定管理者 富士建設工業(株)

ご利用・施工業者各位

当聖苑をご利用いただくにあたり、下記事項についてご周知頂きますようお願いいたします。

●ストレッチャーの使用について

式場に霊柩をお迎えする際、ストレッチャーの使用は各葬儀業者の責任において行い式終了後は所定の場所にお戻し下さい。

●葬儀業者待機場所の利用について

葬儀業者待機場所(旧売店)をご利用ください。
待合ロビー(現売店前)での飲食・休憩等をご遠慮ください。

●待合室の清掃について

待合室の利用後は利用者(葬儀業者・仕出し業者)の方に後片付けと清掃を行って頂きます。

●副葬品について

副葬品は原則すべて禁止となっております。
詳しくは別紙、「副葬品についてのお願い」も併せてご参照ください。

本要項と併せて、別紙「しらゆり聖苑式場利用に関する使用・設置規定」をご参照ください。

▼電照写真額の使用について

祭壇上の電照写真額の使用が出来ます。

▼ポット花の設置について

焼香台のポット花設置が出来ます。

▼入口看板の装飾について

入口看板の装飾花設置が出来ます。

▼生花・造花装飾の設置について

祭壇上の生花・造花装飾(3段)の設置が出来ます。
※ただし、事前に「式場祭壇生花装飾申請書」をご提出いただきます。(必須)

▼遺品飾りの設置について

受付・待合ホールの遺品飾りの設置が出来ます。

以上、ご不明な点は聖苑事務所までお問い合わせください。

※利用に関する要項等が守られない場合は「しらゆり葬祭協力会」を通じて
利用制限又は改善要請を致します。

(尚、利用時間内での準備、入替えに支障がある場合も設置をご遠慮ください。)